日　教　庶　第　４　０　３　号

令和７年（２０２５年）９月５日

教育委員　各位

日野市教育委員会

教育長　白石　高士

（公印省略）

令和７年度第６回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第7号により、下記のとおり令和７年度第６回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和７年(２０２５年)９月１１日(木)　午後２時

開催場所

教育委員会室（５０６会議室）

案件

議案

第２３号　令和７年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和６年度事業）について

第２４号　教職員の内申の専決処分について

第２５号　教育委員会職員の分限休職の専決処分について

第２６号　教育委員会職員の措置について

請願

第7-6号　教職員側の対都教委”君が代”一部勝訴の東京地裁判決（７月31日の）の内容を、本市の全教職員に周知して頂きたい等の請願

報告事項

第１５号　通学路合同点検の実施状況について

第１６号　令和７年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書（令和６年度事業）

第１７号　令和７年度日野市立図書館の運営の状況に関する評価書（令和６年度事業）

第１８号　令和７年度日野市郷土資料館の運営の状況に関する評価書（令和６年度事業）

第１９号　行政情報の公開請求

議案第２３号

令和７年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和６年度事業）について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和７年９月１１日　提出

日野市教育委員会
教育長　白石　高士

《提案理由》
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定に基づき、令和７年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和６年度事業）を作成し、日野市議会に提出するものです。

議案第２４号

教職員の内申の専決処分について

上記議案を提出する。

令和７年９月１１日　提出

日野市教育委員会
教育長　白石　高士

《提案理由》
教育長専決により内申したので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第２５号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和７年９月１１日　提出

日野市教育委員会
教育長　白石　高士

《提案理由》
教育委員会職員に対する地方公務員法第２８条第２項第１号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第２６号

教育委員会職員の措置について

上記議案を提出する。

令和７年９月１１日　提出

日野市教育委員会
教育長　白石　高士

非公開

非公開

請願審査

請　願 番　号	請願第７－６号
受　付 年月日	令和７年８月１４日
件　名	教職員側の対都教委”君が代”一部勝訴の東京地裁判決（７月 31 日の）の内容を、本市の全教職員に周知して頂きたい等の請願
請願者 住　所 氏　名	[redacted]

日野市教育委員会御中　　2025年8月14日(木)提出

教職員側の対都教委"君が代"一部勝訴の東京地裁判決（７月31日の）の内容を、本市の全教職員に周知して頂きたい等の請願

[redacted]

教育委員会
25.8.14
日野市教育委員会

口頭意見陳述をします。

１　請願のテーマである７月31日の東京地裁の内容等

後日ＰＤＦを添付しメールする月刊『**紙の爆弾**』**2025年10月号**の、

――6～10回目の"君が代"不起立減給処分　東京地裁、都教委に取消し命じる　再処分含む戒告処分は不当にも容認――

と題する、教育ジャーナリスト・永野厚男さんの取材・執筆記事は、判決内容等を次の通り、報じている（ＮＨＫ等も大きく報じている）。

↓

卒業式等の"君が代"時、不起立し、東京都教育委員会から減給や戒告の懲戒処分を受けた都立学校の教諭ら原告15人が、計26件の処分撤回を求めた第５次訴訟で、東京地裁の清藤健一裁判長（異動で西村康一郎裁判長代読）は７月31日、減給に限って全て取り消す教職員側一部勝訴判決を出した。

都教委は、２００３年の"10・23通達"発出直後の周年行事・卒業式以降、校長から「君が代時に起立・斉唱」（音楽教員には"君が代"ピアノ伴奏）の職務命令を出させ、不起立等教職員に対し、「地方公務員法第32条の職務命令違反だ」と決め付け、不起立等１回目は戒告、２・３回目減給、４回目以降停職という、累積加重の懲戒処分にしてきた。通達後の処分者数は現在、延べ４８４人に上っている。

だが教職員たちの粘り強い闘いで、最高裁が12年１月16日、戒告は容認しつつ「減給以上の処分は原則違法」とする判決を出し、都教委流・累積加重処分システムは崩壊した。

ところが、この後も都教委は「戒告は３回目まで」と、勝手な線引きを設定。11年４月の入学式から連続10回、"君が代"不起立を貫いた田中聡史都立特別支援学校教諭に対し、４回目以降を減給処分にしてきた。

しかし"君が代"４次訴訟で、田中さんの４・５回目（13年３・４月の卒・入学式）の不起立への減給処分を、最高裁は19年３月28日「違法」と判じ、都教委に取消しを命じた。

この後、田中さんの６～10回目の不起立への都教委の計５件の減給処分を、今回の判決は全て「処分の選択が重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠き、懲戒権者としての裁量権の範囲を超え（略）違法」と断じ、取消しを命じた。不起立の繰り返しだけでの減給処分発出は違法、という判断が確定したのだ。

また判決は、鈴木毅都立高教諭に対する減給処分１件も、同様の理由で取消しを命じた。

しかし判決は、「校長の起立斉唱命令は、原告教職員らの思想・良心・信教の自由に対する間接的な制約となる面はあるものの、制約を許容し得る程度の必要性・合理性が認められ、憲法19条・20条に違反するとはいえない」（要旨）と決め付け。

その上で判決は、戒告処分20件・13人について、最高裁判決を漫然と踏襲し不当にも容認。このうち今回初の司法判断となった"再処分"とは、減給処分取消しが確定した現職教員に対し、都教委が数年前に遡り改めて戒告処分を出し直すもの。その数は延べ20件・19人（５次訴訟原告でない４人・４件を含む）に上る。今回の５次訴訟では、16件・12人（再処分２件の人が３人おり、延べ人数では15人となる）の"再処分"取消しを請求したが、判決は不当にも、こちらも取消しを認めず、行政当局寄りの最高裁判決をコピーしただけ。教職員の苦悩・苦痛に寄り添わない判決だ。

２　判決を受けた８月５日の対都教委要請行動の内容等

都立学校の"君が代"被処分者の現・元教職員たち約15人は判決を受け８月５日、都庁内で東京都教育委員会の曽根綾・広報統計課長代理らに要請行動を行った。広報統計課長は今年３月まで在職していた坂井良充・現指導部管理課長の最後の頃から要請行動に出てこなくなり、４月着任の山岸武尊氏も今回出てこなくなった。今回の要請行動はこの課長欠席問題で最初の20分間を費やした。

判決を受けた要請に入り、被処分者の会事務局長の近藤徹・元都立高教諭が曽根氏に要請書手交。

７月31日の東京地裁判決で、６～10回目の不起立への都教委の計５件の減給処分取消しを勝ち取った田中聡史都立特別支援学校教諭と、減給処分１件の取消しを勝ち取った鈴木毅都立高教諭が発言した後、元都立高教諭から発言が相次いだ。

３　請願を実行頂きたいお願いと、具体的請願・分析事項

〔１〕９月11日(木)午後の定例会で、**堀川拓郎さん**の後任の教育長と**４人の教育委員**、**宇田川裕美さん・前田健太さん**を始めとする指導系が、後掲の「**具体的請願・分析事項**」を読み込んで頂き、**教育委員**全員が、「**毎回壊れたＩＣレコーダーのようではない、具体的内容に踏み込んだ意見**」を述べた上で、本**請願**を採択頂くとともに、〔**２**〕**本市の全教職員**（校長を含む）に、「**１**」で報じる教職員側一部勝訴部分の判決内容の内容を、下線部を中心に**周知**等して頂きたい、また、「**３**」以

2508 14 請願 1頁

下の請願事項も**本市の全教職員**(校長を含む)に、周知等して頂きたい、((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい)。更に、〔3〕月刊『**紙の爆弾**』**2025年10月号**の記事と、転載する団塊の世代の元教職員のブログ『**パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ**』の、ワンクリックで、誰でも無料(カラー写真付き)で見られるＵＲＬも**本市の全教職員**(校長を含む)に、周知等して頂きたい。そして〔4〕以下の請願事項に沿った**意見書を、都教委**と**文科省**(大臣と初等中等教育局教育課程課長)にも**出して頂きたい**。

３－１　前記「**１**」の判決言渡しの閉廷後、司法記者クラブでの会見で、鈴木さんは「都教委が今後"再処分"で出してくる戒告は『懲戒処分の中で一番軽い』という見方があるが、勤勉手当(ボーナス)が２割カットになる。田中さんは５件取消しとなったので、都教委は"再処分"を５件出してくる危険性がある」と指摘。都教委が２割カットを積み重ねてくるいじめは、「２割カット×５件＝10割カット」になる危険性がある。都教委はこういういじめをやめなさい。

３－２　同会見で、山口美紀都立高教諭は「処分以降、校長は私をクラス担任から外し続けたが、３年生の担任が入院し久々に担任業務に就けた。式場の体育館に入り生徒の呼名をしたかったが、校長は『担任業務は卒業式の朝までで解除』と命じた。教室で出席を取り生徒を廊下に並ばせた後、式場には主幹教諭が引率し、私は"君が代"斉唱や呼名等の間、式場外での受付業務を命じられた。処分は当該教員が教育活動をできないようにするものだ」と語った。都教委や校長は、こういう真面目な教員の教育活動（卒業式で呼名し、生徒を社会に送り出す）を妨害する行為、を慎みなさい。

３－３　同会見ではフリーランス記者が、"君が代"強制に反対する教職員を「がん細胞」呼ばわりし非難した、当時の鳥海巌都教育委員の放言（04年４月９日の都教委教育施策連絡会）等を挙げ、"10・23通達"発出の背景にある保守系都議・教育委員らの政治圧力（月刊『**紙の爆弾**』**2022年３月号**等で詳述）を、判決はどう判断しているか、問うた。原告側弁護士は「政治圧力問題は２～４次訴訟でも毎回主張してきたが、判決は事実認定すら書き込まず無視し続けている」と回答した。

校長の職務命令発出を眼目とする"10・23通達"発の出自は政治塗れである事実を**周知**等して頂きたい。

３－４　前記「**２**」の**対都教委要請行動**で、川村佐和・元都立高教諭は、２０２３年３月まで再任用で働けたはずなのに、都教委から"君が代"不起立処分歴を"理由"に、年金支給年齢の年度末の22年３月で雇い止めにされた。その川村さんは、雇い止め後の再就職で、臨時的任用教員（産休・育休等教員の代替として授業等を持つ）に加え、時間講師すらも不合格になった(不合格の背景には、"君が代"被処分者を毛嫌いする都教委が、申込用紙の「賞罰」欄を「刑罰・処分歴」欄に変更したことが考えられる)。川村さんは都教委の処分の不当性を述べた上で、「東京の教育を真剣に考えてほしい、何とかしたい」という思いから原告になった、と発言した。

体罰での被処分者や交通事故を犯した教員を65歳まで再任用(再雇用)している都教委は、"君が代"被処分者だけ嫌悪し、年金支給年齢の年度末で雇い止めにするという、日本国憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」違反の差別行為をやめなさい。また、申込用紙の「刑罰・処分歴」欄は「賞罰」欄に戻しなさい。

３－５　川村さんのケースと同様、２０２５年３月まで再任用で働けたはずなのに、都教委から24年３月で雇い止めにされた大能(おおの)清子教諭は、若手教員の思い等を明かした。

① 大学出たての若者が着任した４月１日、校長室で手渡されるのは、「入学式で君が代時に起立・斉唱」の職務命令書だ。若い教員は不起立はできないけれど「実は恐い」と訴える。

② 勤務していた定時制高校は音楽教員がいないので、毎年入学・卒業式で若い教員が"君が代"のＣＤのスイッチを押させられる。そのボタンを押す手は震えるという。校長の職務命令は若手教員を抑圧している。

③ ＩＬＯ／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会（ＣＥＡＲＴ・セアート）は。これまでも、式典において国歌斉唱の強制は民主主義とは相容れないことを指摘し、「起立斉唱命令を静かに拒否する不服従の行為」が、市民的権利として認められることを明らかにしてきた。今年６月に３回目の勧告が出た。都教委は職務命令体制を、いいかげんにやめるべきだ。

大能さんの「校長の職務命令は若手教員を抑圧している」等の発言内容と、ＣＥＡＲＴ勧告の内容とを**周知**等して頂きたい。

３－６　**対都教委要請行動**の最後に、近藤さん始め複数の元都立高教諭が、「都教委が処分発令時、体罰や生徒の個人情報紛失（ＵＳＢメモリー等）では公表しない勤務校名まで、「重大な非違行為だ」との"理由"で、"君が代"処分ではＨＰで大々的に公表してしまうのに、(判決を受けての）処分取消時は一切公表しない矛盾」を指摘。「一貫性に欠けている」「職員課が広報統計課に掲載するよう言うべきだ」「処分取消書を各人に送付するべきだ」等の意見が相次いだが、曽根氏は「私が答えることは控えさせて頂く」との回答に終始した。

"君が代"や天皇を信奉する特異な思想を持つ右翼(団体)が、不起立教員の勤務校に押しかけてきたり迷惑電話をかけてきたりさせないためにも、都教委は勤務校名の公表を直ちにやめなさい。そして、(判決を受けての）処分取消時は、取消の事実と謝罪文をＨＰに掲載しなさい。

杉並区立和田中では、民間人校長・藤原和博氏が校長の時、転任してきた金子主幹教諭が、やはり生徒を放送室に連れ込み、ももを触る等、セクハラ事案を起こしながら懲戒免職にせず、停職6カ月処分にとどめてしまった。都教委は

田舎では上原公子議員時、国旗・国歌条例に関し、御宣事67件が市役所に来た。　25.08.14請願2頁(3)

報告事項第１５号

通学路合同点検の実施状況について

このことについて、次のとおり報告する。

令和７年９月１１日　提出

日野市教育委員会
教育長　白石　高士

令和７年度 通学路合同点検

１．合同点検実施校及び日程等（４校）　※３周目の合同点検。

日程	学校名	点検箇所	参加者数
６月３日（午後）	滝合小学校	４箇所（うち再点検４箇所）	９名
６月６日（午後）	旭が丘小学校	３箇所（うち再点検２箇所）	７名
６月10日（午後）	豊田小学校	６箇所（うち再点検１箇所）	８名
６月19日（午後）	日野第五小学校	４箇所（うち再点検２箇所）	９名

※日野第六小学校は、新規要望がなかったため、合同点検は実施せず、書面の回答のみ

教育委員会以外からの参加者：校長、副校長、生活指導主任、保護者、道路課、区画整理課、日野警察、相武国道事務所(国道のみ)

2. 合同点検当日の内容

◇参加者全員で点検箇所（危険箇所）を確認。

◇各点検箇所で、学校・ＰＴＡの方から危険箇所の状況を説明。

◇危険箇所の状況を確認し、各管理者より説明。

3. 点検実施後の流れ

⑴対策要望

小学校からの要望箇所について、対策者へ回答作成依頼（７月に依頼済み）

⑵対策者からの回答報告（１０月を予定）

対象校へ、点検結果と今後の対策等について一覧表を作成し報告。

⑶危険箇所について対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう各関係機関で連携を図り、実施可能な対策から随時実施。

⑷通学路合同点検の推進会議（報告会）を開催（２月頃を予定）

対象年度に実施された合同点検の内容について、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し推進会議（報告会）を実施。

4. その他

今年度から参加者の熱中症対策として、点検時期を変更（７月⇒６月）。真夏日や、雨天の日があったが、例年と比べ体調面への負担が軽減され、前倒しによる一定の効果はあった。前倒しが対象校、保護者に十分に周知されておらず、準備期間が短かったとの意見あり。

PTA の縮小（解散含む）、地域性などにより、危険個所が十分に抽出されない恐れあり。対象校との情報共有、情報発信などに工夫が必要。

令和５年度から、通学路合同点検当日に学校、参加保護者へ通学路案内表示板(文看板)について、更新、撤去について説明し、今年度で全校への説明が完了。

報告事項第１６号

令和７年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書（令和６年度事業）

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和７年９月１１日　提出

日野市教育委員会
教育長　白石　高士

報告事項第１７号

令和７年度日野市立図書館の運営の状況に関する評価書（令和６年度事業）

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和７年９月１１日　提出

日野市教育委員会
教育長　白石　高士

報告事項第１８号

令和７年度日野市郷土資料館の運営の状況に関する評価書（令和６年度事業）

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和７年９月１１日　提出

日野市教育委員会
教育長　白石　高士

報告事項第１９号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和７年９月１１日　提出

日野市教育委員会
教育長　白石　高士

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	８月１４日	８月２８日	新教育長（白石高士氏）の選任に係る ・議案書 ・経歴書 ・教育長の打診・相談に関する文書 （都教委・文科省・政党・各種団体などへの照会に関する文書も含む）	不存在